

## 継手管理技士資格試験規定

平成 19 年 9 月 20 日	制定
平成 21 年 4 月 16 日	改正
平成 21 年 7 月 21 日	改正
平成 26 年 3 月 10 日	改正
平成 29 年 2 月 13 日	改正
平成 29 年 6 月 15 日	改正
平成 30 年 2 月 8 日	改正
2019 年 3 月 7 日	改正
2019 年 12 月 26 日	改正
2020 年 2 月 21 日	改正

### 第 1 章 総 則

#### 1. 目 的

本規定は、公益社団法人日本鉄筋継手協会（以下、「協会」という。）が定める日本鉄筋継手協会 資格者試験制度規則（以下、「規則」という。）、日本鉄筋継手協会資格者中間審査規定（以下、「中間審査規定」という。）に基づき、継手管理技士資格試験（以下、「資格試験」という。）の運用・実施の他、継手管理技士資格者の認証、合否判定結果の通知及び適格性証明書の取扱いについて定めることを目的とする。

#### 2. 適用範囲

本規定は、規則及び中間審査規定に基づいて実施する資格試験の受験手続き、当該資格試験の実施、継手管理技士資格者の認証、合否判定結果の通知及び適格性証明書の取扱いに適用する。

#### 3. 委員会

本規定の実施に当たっては、継手管理技士試験委員会（以下、「試験委員会」という。）が所管し、資格試験の公平性、有効性及び信頼性の維持と向上のため、要員認証管理委員会（以下、「管理委員会」という。）の管理と指導のもとに資格試験を実施する。

##### （1）要員認証管理委員会

管理委員会は、試験委員会による資格試験の評価結果を評価・合否判定基準に基づき資格の適格性を判定し、継手管理技士資格者を認証する。

##### （2）継手管理技士試験委員会

試験委員会は、管理委員会のもとで、次の業務を担当する。

- 1) 継手管理技士資格試験規定（以下、「規定」という。）等の制定及び改正案の作成
- 2) 資格試験の実施
- 3) 採点と合否判定基準に基づく資格試験結果の評価

- 4) 資格試験の評価結果の確認と報告
- 5) その他管理委員会が必要と認める業務

#### 4. 用語の定義

- (1) 協会：公益社団法人日本鉄筋継手協会（略称：JRJI）
- (2) 要員：技術者・技能者・技量者の総称
- (3) 認証：適格性の認証のことであり、要員の技術・技能・技量が、特定の規格・規定等に適合していることについて、十分信頼できることを証明すること。
- (4) 資格：技術、知識及び職務能力に関する適格性の認証を得た状態、身分、地位
- (5) 適格性証明書：要員認証制度のもとで発行される文書であり、「力量の証明書」のことである。なお、記名された者の技術・技能・技量（力量）が、特定の規格・規定に適合していることについて十分に信頼できることを示す文書。ただし、記名された者が提供したサービスの結果まで保証するものではない。
- (6) 登録者：認証された要員のことで、協会では、資格者のこと。
- (7) 登録日：資格認証により資格が認証された日
- (8) 有効期間：資格の有効な期間
- (9) 使用期限：適格性証明書が使用できる期限
- (10) 受験者：適格性証明書を得ようとする者（なお、更新試験、再評価を受ける場合を含む。）
- (11) 評価：受験者の資格試験結果を、評価基準に基づいて採点・評価すること。
- (12) 判定：資格試験の評価結果と合否判定基準に基づいて、受験者の合否の判断をすること。
- (13) 試験：要員の知識と職務能力が、特定の規格・規範に適合していることを証明し、認証するための試験
- (14) 定時試験：あらかじめ試験日時と会場を定めて実施する試験
- (15) 随時試験：試験委員会と管理委員会が必要と認めた場合に実施する試験
- (16) 新規試験：新たに資格を取得するために受験する試験
- (17) 更新試験：登録者に対し、取得している資格について再認証を行うための試験
- (18) 失格：試験の開始及び続行が不可能な場合又は試験中に不正行為が認められた場合に試験委員が受験の中止又は受験の無効を判断すること。
- (19) 中間審査：中間審査規定に基づき登録者が適格性証明書の使用期限内に、継手管理技士に関する一般知識を維持していることを登録者自身が立証し、その維持の状態を協会が確認するための審査
- (20) 中間審査期間：資格者が新規試験又は更新試験により取得した適格性証明書の使

用期限の1年前の日から使用期限日迄の期間

(21) 再 評 価：中間審査期間中に中間審査の申請を行わず、その期間を経過してから登録者が適格性の認証継続を希望する場合に受ける試験（更新試験と同じ内容）

(22) 更 新 講 習：更新試験受験者を対象にした講習

(23) 試 験 委 員：試験の実施及び試験当日の試験監督を行うために試験委員会より指名された委員

## 第2章 継手管理技士資格

### 5. 資格種別及び任務と責任など

#### 5.1 資格種別

資格種別として、鉄筋継手管理技士、圧接継手管理技士、溶接継手管理技士及び機械式継手管理技士の4つの種別を定める。

#### 5.2 任務と責任など

継手管理技士の任務と責任、要求される知識と職務能力は、表1による。

表1 継手管理技士の任務と責任、知識と職務能力

資格種別	任務と責任	知識と職務能力
鉄筋継手管理技士	1) 鉄筋継手に関する設計図書の確認 2) 鉄筋継手全般の施工計画書の作成又は確認 3) 鉄筋継手全般の施工要領書の作成又は確認 4) 鉄筋継手全般の検査要領書の作成又は確認 5) 鉄筋継手全般の施工及び検査の指導 6) 圧接継手管理技士、溶接継手管理技士及び機械式継手管理技士の指導	1) 鉄筋継手全般の包括的専門知識 2) 鉄筋継手全般の施工、品質管理及び検査等に関する統括職務能力及び指導能力
圧接継手管理技士	1) ガス圧接継手施工計画書の作成 2) ガス圧接継手施工要領書の作成 3) ガス圧接継手施工記録の作成の指導 4) ガス圧接継手施工及び検査の指導	1) ガス圧接継手全般の包括的な専門知識 2) ガス圧接継手の施工、品質管理及び検査等に関する統括職務能力及び指導能力
溶接継手管理技士	1) 溶接継手施工計画書の作成 2) 溶接継手施工要領書の作成 3) 溶接継手施工記録の作成の指導 4) 溶接継手施工及び検査の指導	1) 溶接継手全般の包括的な専門知識 2) 溶接継手の施工、品質管理及び検査等に関する統括職務能力及び指導能力
機械式継手管理技士	1) 機械式継手施工計画書の作成 2) 機械式継手施工要領書の作成 3) 機械式継手施工記録の作成の指導 4) 機械式継手施工及び検査の指導	1) 機械式継手全般の包括的専門知識 2) 機械式継手の施工、品質管理及び検査に関する統括職務能力及び指導能力

### 6. 資格の取得

受験者は、「第3章 資格試験」に規定する資格試験に合格し、管理委員会の認証を得て、資格の登録手続きをしなければならない。

## 7. 資格の帰属

資格は、登録者本人に帰属する。

## 8. 資格の有効期間

- (1) 新規試験により取得した資格の有効期間は、認証日から中間審査の期間を含め4年とする。
- (2) 更新試験により取得した資格の有効期間は、保有する資格の有効期間の満了日の翌日から中間審査の期間を含め4年とする。

## 第3章 資格試験

### 9. 資格試験の種類

- (1) 資格試験は、新規試験及び更新試験とする。
- (2) 資格試験は、原則として定時試験により実施する。ただし、管理委員会及び試験委員会が必要と認めた場合は、随時試験を行うことができる。
- (3) 定時試験は、毎年度7月及び1月の2回実施する。ただし、受験者が10名に満たない会場については、実施を見送る場合がある。
  - 1) 7月は、原則として全国6会場（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、福岡）にて実施する。ただし、鉄筋継手管理技士新規試験は、東京及び大阪会場のみで実施する。
  - 2) 1月は、東京及び大阪会場のほか、受験者の申請状況に応じて実施会場を決定する。ただし、鉄筋継手管理技士新規試験は、東京及び大阪会場のみで実施する。

### 10. 資格試験の定員

試験委員会は、試験の都度、試験会場の規模等を勘案して決定する。

### 11. 受験資格

#### 11.1 新規試験の受験資格

- (1) 新規試験の受験資格は、表2に示すとおりとする。

表2 受験資格

受験種別	受験資格（いずれか1つの条件を満たしていること）
鉄筋継手 管理技士	1) 大学卒業後、建設関連業務経験3年以上の者
	2) 短大、高専卒業後、建設関連業務経験5年以上の者
	3) 継手管理技士（圧接、溶接、機械式）のいずれか1つ以上の資格保有者
圧接継手 管理技士	1) 大学、短大及び高専卒業後、建設関連業務経験3年以上の者 2) 高校卒業後、建設関連業務経験4年以上の者 3) 建設関連業務経験7年以上の者
溶接継手 管理技士	
機械式継手 管理技士	

## 11.2 更新試験の受験資格

更新試験の受験資格及び申請期間は、登録された資格の中間審査期間内に当該審査を完了した者で、かつ、登録された資格の有効期間の満了日の2年前の日から有効期間の満了日までとし、継手管理技士更新講習会の受講を修了した者とする。

## 12. 受験の手続き（電子申請含む）

### 12.1 受験申請書類の提出及び受験料の納付

受験者は、受験申請に際して、受験種別に応じて受験申請書類を準備し、受験料納付後、協会に提出しなければならない。（協会との契約による口座振替を利用している場合は除く）なお、納付された受験料は、自然災害や伝染病の流行又は協会の都合により資格試験が中止となった場合の返還及び「12.7 受験申請の取消し」による返還以外は理由の如何を問わず認めない。

### 12.2 受験申請書類

受験者は、次に示す受験申請書類を協会に提出しなければならない。

#### （1）新規試験

- 1）継手管理技士新規試験 申請書【様式1】
- 2）本人確認書類（住民票又は運転免許証の写し）
- 3）受験資格を証明する資料（免許証、卒業証明書等）

#### （2）更新試験

継手管理技士更新試験（更新講習会）申請書【様式2】

### 12.3 受験申請書類の提出先

受験者は、必要な受験申請書類を過不足無く準備し、「12.4 受験申請の受付」期間内に、次の提出先へ送付又は持参するか、もしくは電子申請を行う。

<提出先>

〒300-2633 茨城県つくば市遠東東山 778

公益社団法人日本鉄筋継手協会技術センター 受験申請係宛

### 12.4 受験申請の受付

- （1）受験申請の受付は、資格試験実施日の180日前より60日前までとする。
- （2）「10. 資格試験の定員」に定める定員に達した場合は、その時点をもって受験申請の受付を締切ることがある。

### 12.5 受験申請の受理

試験委員会は、受験申請書類に記載された要件を満足した場合、受験者の受験申請を受理する。

### 12.6 受験者に送付する書類

受理された受験者には、資格試験実施日の30日前までに、受験票及び試験日時・場所等を記載した案内を送付する。

### 12.7 受験申請の取消し

受験申請の取消しは、資格試験実施日の60日前までに、所定の手続きを行った場合に限り認める。

## 13. 資格試験の内容

(1) 新規試験及び更新試験の試験内容は、表3による。

表3 継手管理技士の試験内容

新規試験・更新試験	学科試験	論述試験	口述試験
① 鉄筋継手管理技士	◎○	—	◎
② ①以外の継手管理技士	◎○	◎	—

◎：新規試験の試験内容 ○：更新試験の試験内容

(2) 新規試験は、学科試験とし、その内容は表4による。

表4 学科試験の内容

受験種別	記述式問題の内容	択一問題の内容	試験時間	学科試験	
				記述式問題	択一問題
鉄筋継手管理技士	① 継手管理技士制度 ② 継手管理技士の役割 ③ 鉄筋継手の基礎知識	①継手管理技士制度 ②鉄筋材料 ③鉄筋継手の概論 ④鉄筋継手の施工及び機器 ⑤鉄筋継手の品質管理と検査 ⑥鉄筋継手の性能 ⑦鉄筋コンクリート ⑧鉄筋工事 ⑨安全	120分	20問	30問
圧接継手管理技士 ・ 溶接継手管理技士 ・ 機械式継手管理技士	① 継手管理技士制度 ② 各継手管理技士の役割 ③ 各継手の基礎知識	①継手管理技士制度 ②鉄筋材料 ③鉄筋継手の概論 ④継手の施工及び機器 ⑤継手の品質管理と検査 ⑥継手の性質 ⑦鉄筋コンクリート ⑧鉄筋工事 ⑨安全	70分	10問	20問

(3) 圧接・溶接・機械式継手管理技士の論述試験内容は、表5による。

表5 論述試験の内容

受験種別	論述試験の内容	試験時間	論述問題
継手管理技士 (圧接・溶接・機械式共通)	①継手管理技士の役割・職務・義務 ②継手管理技士制度の目的 ③鉄筋継手に関する専門知識 ④受験者の技術経歴	80分	3問

(4) 鉄筋継手管理技士の口述試験内容は、表6による。

表6 口述試験の内容

受験種別	口述試験の主な内容	試験時間
鉄筋継手 管理技士	①継手管理技士制度に関する知識 ②鉄筋継手に関する専門知識 ③鉄筋継手の品質・施工管理に関する知識	15分～20分

(5) 更新試験は、学科試験とし、その内容は表7による。

表7 学科試験の内容

受験種別	択一問題の内容	試験時間	問題数(択一式)
継手管理技士 (鉄筋・圧接・溶接・機械式共通)	①継手管理技士の制度 ②鉄筋継手に関する知識 ③鉄筋継手の管理や施工に関する知識	20分	10問

#### 14. 資格試験の準備

受験者は、学科試験及び口述試験に際し、受験票及び筆記用具を必ず持参しなければならない。

#### 15. 資格試験の実施

資格試験は、次の手順により実施する。

##### 15.1 資格試験の手順

受験者は、指定された時間に受付にて受験票を提示し、定められた位置に着席する。着席後、試験委員の指示に従い受験する。

##### 15.2 資格試験の注意事項

###### (1) 学科試験

- 1) 受験者の遅刻は、原則として認めない。
- 2) その他、学科試験に当たっての注意事項【検 JM-規定-付1】による。

###### (2) 論述試験

上記(1)による。

###### (3) 口述試験

受験者は、試験委員の指示に従わなければならない。

- 1) 試験委員の呼出しがあるまで会場に入室することはできない。
- 2) サングラスや帽子を着用したまま会場に入室することはできない。

#### 16. 資格試験における失格

資格試験において、試験委員が次の行為により受験の中止又は無効を判断した場合は、試験委員の合議により失格とする。

- (1) 受験者の責任によって資格試験の開始及び続行が不可能な場合
- (2) 受験者の不正行為を試験委員が確認した場合
- (3) 受験者自らが棄権を申し出た場合

## 17. 資格試験の評価（電子登録含む）

### 17.1 資格試験の評価基準

資格試験の評価基準は、次のとおりとする。

- (1) 学科試験は、100 点満点中 70 点以上を得点している場合、合格とする。
- (2) 論述試験は、100 点満点中 70 点以上を得点している場合、合格とする。
- (3) 口述試験は、100 点満点中 70 点以上を得点している場合、合格とする。
- (4) 更新試験は、学科試験 100 点満点中 70 点以上を得点している場合、合格とする。

### 17.2 資格試験の評価方法

資格試験の評価は次のとおりとする。

- (1) 新規試験
  - 1) 学科試験は、解答を採点し、評価する。
  - 2) 論述試験は、解答を採点し、評価する。
  - 3) 鉄筋継手管理技士において実施する口述試験は、回答の正否及び適格性を採点し、評価する。
- (2) 更新試験  
学科試験は、解答を採点し、評価する。

## 18. 資格試験の合否判定及び認証

管理委員会は、試験委員会の評価結果に基づき、受験者の合否判定を行い、合格者に対して資格の認証を行う。

- (1) 合格
  - 1) 新規試験
    - ①鉄筋継手管理技士は、学科試験及び口述試験の両方の評価し、合否判定基準を満足する場合、合格とする。
    - ②各継手管理技士（鉄筋継手管理技士以外）は、学科試験及び論述試験の両方の評価し、合否判定基準を満足する場合、合格とする。
  - 2) 更新試験  
学科試験を評価し、合否判定基準を満足する場合、合格とする。
- (2) 不合格  
合格以外の受験者を不合格とする。

## 19. 合否判定結果の通知

管理委員会は、原則として資格試験の実施日より 30 日以内に受験者へ合否判定結果を



通知する。

#### 20. 更新試験で不合格の判定を受けた者の取扱い

更新試験で不合格の判定を受けた者は、適格性証明書の使用期限まで、更新試験を受験することができる。

### 第4章 適格性証明書

#### 21. 適格性証明書の交付

##### (1) 資格試験合格者への交付

管理委員会は、資格試験に合格し、資格の適格性を認証された者に適格性証明書を交付する。

##### (2) 中間審査において適格性認証継続を「可」と判定された者への交付

管理委員会は、中間審査規定に定める「11. 審査完了に伴う適格性証明書の取扱いと再評価」により、適格性認証継続「可」と判定された者に適格性証明書を交付する。

#### 22. 適格性証明書の使用期限

(1) 新規試験又は更新試験により取得した適格性証明書の使用期限は、中間審査期間の終了日までとする。

(2) 中間審査期間内に中間審査を完了した適格性証明書の使用期限は、資格の有効期間までとする。

#### 23. 適格性証明書の記載事項

適格性証明書には、次の事項を記載する。

- (1) 登録者氏名／生年月日／写真
- (2) 資格名称
- (3) 資格種別
- (4) 適格性証明書の使用期限
- (5) 資格者 No.
- (6) 所属先名称・会員種別
- (7) 登録地区
- (8) 資格の有効期間
- (9) 中間審査受審期間（又は、中間審査受審日）
- (10) その他必要事項

#### 24. 適格性証明書の返納及び処分

登録者は、次の場合、失効もしくは期限切れとなった適格性証明書を速やかに管理委員会宛に返納又は裁断して処分しなければならない

- (1) 更新試験に合格した場合

(2) 「25. 適格性証明書の失効」の事由により、適格性証明書が失効となった場合

## 25. 適格性証明書の再発行

- (1) 管理委員会は、登録者から合理的な理由により差発行の申請がなされた場合、適格性証明書の再発行の申請を受理し、再発行を行わなければならない。
- (2) 登録者は、再発行を申請する場合、表8に定める内容ごとに必要な提出書類を準備し、再発行の申請手続きを行う。

表8 適格性証明書の再発行手続きに必要な提出書類

再発行手続きに必要な提出書類	変更内容等			
	氏名	勤務先	損傷	紛失
1) 適格性証明書再発行申請書(1通)	○	○	○	○
2) 保有する適格性証明書(1枚)	○	○	○	
3) 戸籍抄本の写し(1通)	○			
4) 新所属勤務先在職証明書(1通)		○		

## 26. 適格性証明書の失効

次の場合は、登録者の適格性証明書を失効とする。

- (1) 中間審査未了により適格性証明書の使用期限が切れた場合
- (2) 資格の有効期間満了により適格性証明書の使用期限が切れた場合
- (3) 適格性証明書の記載事項を改ざんした場合
- (4) 適格性証明書を不正に使用した場合
- (5) 適格性証明書を他人に使用させた場合
- (6) 適格性証明書で与えられた任務を超えて業務を行った場合
- (7) その他の不正行為又は登録者本人の責に帰する重大な過失があった場合

## 27. 適格性証明書の使用期限が切れた失効者の取扱い

- (1) 何らかの事由により「26. 適格性証明書の失効」(1)に該当する場合は、中間審査規定に基づく再評価を受けることができる。
- (2) 「26. 適格性証明書の失効」(1)以外の理由により適格性証明書が失効となった場合は、「28. 受験の停止」により決定した停止期間経過後、新規試験から受験しなければならない。

## 第5章 その他

## 28. 受験の停止

受験者が次の事項に該当する場合には、受験票送付後であっても、試験委員会及び管理委員会は申請のあった資格試験の受験を停止させる。同時に停止期間を決定して受験者に通知する。

- (1) 受験者としてふさわしくない行為があった場合
- (2) 「26. 適格性証明書の失効」の事由が発生した場合

## 29. 合格の取消し

資格試験において受験者が不正を働いたことが判明した場合は、試験委員会及び管理委員会の決定により、合格を取り消す。

## 30. 異議申立て

- (1) 資格試験の受験者は、資格試験の判定結果に異議のある場合には、判定結果の通知日より 30 日以内に限り、管理委員会に文書をもって異議申立てを行うことができる。
- (2) 受験者又は登録者は、資格試験又は適格性証明書の取扱いなどに異議のある場合は、管理委員会に対し、文書をもって異議申立てを行うことができる。

## 31. 管理及び保管

- (1) 資格試験に関わる各書類は協会に帰属し、その管理方法及び保管期間は実施要領に定める。

## 32. 規定の改正及び廃止

本規定の改正及び廃止は、試験委員会が発議し、管理委員会の審議・承認を経た後、理事会へ報告しなければならない。

## 附 則

1. 本規定は、2020 年 2 月 21 日に改正し、同日より施行する。
2. 本規定実施のための実施要領は、別に定める。
3. 資格試験料金等は、日本鉄筋継手協会料金表による。

### <附属書類>

- 検 JM-規定-様式 01 継手管理技士新規試験申請書
- 検 JM-規定-様式 02 継手管理技士更新試験（更新講習会）申請書
- 検 JM-規定-付 1 継手管理技士資格試験 学科試験に当たっての注意事項

### <改正記録表>

改正 No.	改訂年月日	作成	審査	承認	改訂内容
R00	H19. 09. 20	鉄筋継手品質確保推進特別委員会 →運営・管理委員会			初版制定 制度規定制定による
R01	H20. 03. 06	試験委員会	管理委員会	運営委員会	用語の統一のための改正
R02	H20. 04. 16	試験委員会	管理委員会	運営委員会	8. 資格試験の変更
R03	H21. 07. 23	試験委員会	管理委員会	運営委員会	他資格との書式統一による
R04	H26. 03. 10	試験委員会	試験委員会 管理委員会	管理委員会	任務と責任など、資格試験の内容、受験資格の追加 更新試験の受験資格の変更

					更新追試験の廃止
R05	H29. 02. 13	試験委員会 事務局	試験委員会	管理委員会	表1 鉄筋溶接技量資格種別の変更 14. 口述追試験の変更
R06	H29. 06. 15	試験委員会 事務局	試験委員会	管理委員会	規定及び実施細則の統合
R07	H30. 02. 08	試験委員会 事務局	試験委員会	管理委員会	口述試験における遅刻した受験者への対応を追加
R08	2019. 03. 07	試験委員会 事務局	試験委員会	管理委員会	資格試験の合否判定・認証の変更
R09	2019. 12. 26	試験委員会 事務局	試験委員会	管理委員会	資格試験の内容変更 受験資格の内容変更 更新試験の方法の変更
R10	2020. 2. 21	試験委員会 事務局	試験委員会	管理委員会	論述試験の時間表記の変更

<略称>

管理委員会：要員認証管理委員会      経営管理者：上級経営管理者      管理者：品質システム管理者

試験委員会：継手管理技士試験委員会

<以下、空白>